



島根県報

令和5年11月14日（火）

号外 第 123 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和5年度島根県准看護師試験の実施

（医療政策課） 2

告 示**島根県告示第757号**

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和5年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

令和5年11月14日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験日時

令和6年2月14日（水） 午後1時30分から午後4時まで

2 試験場所

朱鷺会館

出雲市西新町2丁目2456番地4

3 試験の方法

筆記試験（四肢択一式）

4 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

5 受験資格

次のいずれかに該当する者。ただし、島根県内の看護師等学校養成所を修業若しくは卒業した者（見込みの者を含む。）又は島根県内に就業地（就業予定を含む。）、就学地（就学予定を含む。）若しくは住所を有する者に限る。

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和6年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和6年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和6年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和6年3月31日までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和6年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認めたもの（令和6年3月31日までに厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認める見込みの者を含む。）
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で知事が適当と認めたもの（令和6年3月31日までに知事が適当と認める見込みのものを含む。）

6 受験願書等の配布**(1) 配布開始日**

令和5年11月14日（火）

(2) 配布場所

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保スタッフ（〒690-8501 松江市殿町1番地）

(3) 受験願書等の郵送を希望する場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書し、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封し、請求すること。

(4) 受験願書等の配布は、試験会場の収容人員に達した時点で終了とする。

なお、配布に当たっては、島根県内の看護師等学校養成所を修業又は卒業した者（令和6年3月31日までに修業又

は卒業見込みの者を含む。)及び島根県内に在住する者を優先する。

7 提出書類

(1) 受験願書

(2) 受験票(出願前6月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦6センチメートル、横4センチメートルの写真を所定欄に貼り付けたもの。裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

なお、受験用写真を貼った受験票に、学校、養成所又は大学において当該学校、養成所又は大学の刻印及び照合印を押すこと。ただし、当該刻印及び照合印を得ることができない者は、受験票の写真と照合することのできる写真付き身分証明書の写しを提出すること。

(3) 受験資格を確認できる次の書類

ア 修業証明書又は卒業証明書(出願時において修業見込み又は卒業見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書。ただし、修業又は卒業後速やかに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。)

なお、婚姻等により、氏名の変更があり、修業証明書又は卒業証明書に記載されている氏名と受験願書及び受験票に記載された氏名が異なる場合は、出願書類に戸籍抄本を添付すること。

イ 5の(6)に該当する者は、それを証する書面(令和6年3月31日までに厚生労働大臣が5の(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有すると認める見込みの者にあつては、看護師国家試験受験資格認定に係る申請審査中証明書の写し。ただし、当該証明書の写しを提出した者は、看護師国家試験受験資格認定書の写しを提出すること。)

ウ 5の(7)に該当する者は、それを証する書面(令和6年3月31日までに、厚生労働大臣の定める基準に従い知事が適当と認める見込みの者にあつては、島根県准看護師試験受験資格認定に係る申請審査中証明書の写し。ただし、当該証明書の写しを提出した者は、島根県准看護師試験受験資格認定書を提出すること。)

エ 島根県外に住所を有する者で、島根県内に就業予定の者は、就業予定の施設が発行した就業予定証明書

オ 島根県外に住所を有する者で、島根県内に就学予定の者は、島根県内の看護師等学校養成所の受験の意思が確認できるもの(出願書類の写し等)

8 受験手数料

6,900円(島根県収入証紙で納付すること。収入証紙には消印をしないこと。他県からの受験者は、郵便為替(ゆうちょ銀行が発行する定額小為替又は普通為替)で納付すること。ただし、納付された受験手数料は、返還しない。)

9 願書の提出期間等

(1) 提出期間

令和5年12月11日(月)から同月15日(金)まで

(2) 受付場所

島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保スタッフ(〒690-8501 松江市殿町1番地)

(3) 受付方法等

受付場所への持参又は書留郵便による送付とする(持参により提出する場合は、提出期間中の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。書留郵便により提出する場合は、令和5年12月15日(金)午後5時必着とする。))。

10 受験票の交付

受験を認めた者には、令和6年1月11日(木)までに受験票を交付する。受験票は、各県内准看護師養成所一括申込み分については施設長宛て一括送付し、個人申込み分については随時送付する。

令和6年1月18日(木)までに受験票が届かない場合は、島根県健康福祉部医療政策課に問い合わせること。

11 合格発表

令和6年3月12日(火)午前9時30分から島根県健康福祉部医療政策課のホームページに合格者の受験番号を掲載する。また、同日付けの島根県報にも掲載する。

合否に関する電話での問合せには、原則として応じない。

12 合格証書の交付

合格者には、合格証書を交付する。ただし、令和6年3月29日（金）午後5時（必着）までに7の(3)のアからウまでの書類の提出がない場合は当該受験を無効とし、合格証書は交付しない。

13 試験成績の開示

試験の成績を、次のとおり開示する。

(1) 開示内容

総合得点及び科目別得点

(2) 開示対象者

全受験者

(3) 開示請求できる者

受験者本人

(4) 開示期間

令和6年3月12日（火）から同年4月12日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

(5) 開示請求の方法

島根県健康福祉部医療政策課にて、受験者本人が受験票を提示し、口頭により請求する。

(6) 開示方法

開示請求のあった日に、原則として閲覧により開示する。口頭での伝達によることもできるが、写しの交付は、行わない。

(7) 開示場所

島根県健康福祉部医療政策課

14 その他

(1) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障がいをもつる者で受験を希望するものは、令和5年12月15日（金）までに島根県健康福祉部医療政策課まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて、必要な措置を講ずる。

(2) この試験に関して不正の行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることがある。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことがある。

(3) 受験に関し不明な点がある場合は、島根県健康福祉部医療政策課（電話0852-22-5252）へ問い合わせること。